

四半期報告書

(第40期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社 コスモス イニシア

東京都千代田区内幸町一丁目3番2号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	3

第3 設備の状況

5

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	24
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(5) 大株主の状況	24
(6) 議決権の状況	24

2 株価の推移

25

3 役員の状況

25

第5 経理の状況

26

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	27
(2) 四半期連結損益計算書	29
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	31

2 その他

39

第二部 提出会社の保証会社等の情報

40

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第40期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社コスモスイニシア
【英訳名】	COSMOS INITIA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 町田 公志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】	(03) 3580-2867
【事務連絡者氏名】	管理本部経理財務グループ経理部 部長 中崎 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】	(03) 3580-2867
【事務連絡者氏名】	管理本部経理財務グループ経理部 部長 中崎 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) 株式会社コスモスイニシア北関東支社 (埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番地-1) 株式会社コスモスイニシア千葉支社 (千葉県船橋市本町六丁目2番6号) 株式会社コスモスイニシア横浜支社 (神奈川県横浜市神奈川区金港町3番地1) 株式会社コスモスイニシア関西支社 (大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第3四半期連結 累計期間	第40期 第3四半期連結 会計期間	第39期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	112,592	38,119	194,439
経常利益又は経常損失(△) （百万円）	△20,713	△12,897	14,692
当期純利益又は四半期純損失(△) （百万円）	△32,764	△23,357	20,006
純資産額（百万円）	—	12,506	50,095
総資産額（百万円）	—	290,036	316,446
1株当たり純資産額（円）	—	46.87	359.69
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) （円）	△276.90	△196.17	158.17
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	126.12
自己資本比率（%）	—	4.31	15.83
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△30,493	—	△50,814
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,766	—	△3,602
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	9,168	—	60,947
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	3,609	22,188
従業員数（人）	—	3,277	3,172

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記の金額には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、株式会社コスモスイニシア（当社）及び子会社9社並びに関連会社1社により構成されており、事業は不動産事業、不動産管理事業、工事事業、海外事業、これらに附随するその他事業を行っております。

当第3四半期連結会計期間における、各事業セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

- (1) セグメント事業区分「不動産販売事業」
主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動はありません。
- (2) セグメント事業区分「不動産管理事業」
主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動はありません。
- (3) セグメント事業区分「不動産賃貸事業」
主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動はありません。
- (4) セグメント事業区分「その他」
主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,277（1,321）
---------	--------------

(注)1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

2. 上記表には当社グループ外への研修出向者8名が含まれております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	635（286）
---------	----------

(注)1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。なお、兼務役員は含まれておりません。

2. 上記表には他社への研修出向者8名が含まれております。また、上記表の他に関係会社への出向者3名がおります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当社の平成21年1月30日開催の取締役会におきまして、運転資金を用途とした資金調達を目的として、当社の連結子会社であります株式会社コスモスライフの全株式を、当社の主要株主であるユニゾン・キャピタル・パートナーズⅡ, L.P.、ユニゾン・キャピタル・パートナーズⅡ(F), L.P.等のユニゾン・キャピタル株式会社がアドバイザーを務めるファンドが出資するピーエム・ホールディングス株式会社に譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

3【財政状態及び経営成績の分析】

当第3四半期連結会計期間の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項における将来に関する事項は、四半期報告書提出日(平成21年2月12日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループの主力事業である不動産販売事業におきまして、地価・建築費の高騰により事業の収益性が悪化する一方で、昨年後半より景気の急激な悪化を背景に購入者の買い控え傾向が強まり、販売期間が長期化するなど、予想を超えるスピードで急激に市況が悪化したことにより、新規マンション・戸建住宅の引渡戸数が計画比減少し、利益率の低下や販売費の負担が増加するなど大変厳しい環境で推移いたしました。

また、不動産市況の急激な悪化に伴い、改めて事業収益性の見直し、たな卸資産評価損156億81百万円を売上原価に計上したことなどから、当第3四半期連結会計期間の経営成績は、売上高381億19百万円、営業損失119億30百万円、経常損失128億97百万円となりました。また、繰延税金資産の取崩しに伴い、法人税等調整額102億78百万円(損)を計上したことなどにより、四半期純損失233億57百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高1,125億92百万円、営業損失177億82百万円、経常損失207億13百万円、四半期純損失327億64百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

① 不動産販売事業

当第3四半期連結会計期間における不動産販売事業におきましては、新規マンション・戸建住宅の引渡戸数が計画比減少し、利益率の低下や販売費の負担が増加したことに加え、たな卸資産評価損156億81百万円を売上原価に計上したことなどにより、売上高252億89百万円、営業損失122億50百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高723億71百万円、営業損失186億28百万円を計上いたしました。

新規マンション・戸建住宅の販売状況は以下のとおりであります。

(平成20年12月31日現在)

		引渡計画	引渡及び契約済			契約進捗率(%)
			第2四半期末	第3四半期	第3四半期末	
通期	新規マンション(戸)	2,960	1,819	341	2,160	73.0
	戸建住宅(区画)	483	195	85	280	58.0

② 不動産管理事業

当第3四半期連結会計期間における不動産管理事業におきましては、マンションの管理戸数が1,013戸増加の136,422戸と堅調に推移したことなどにより、売上高48億75百万円、営業利益3億30百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高145億80百万円、営業利益11億1百万円を計上いたしました。

③ 不動産賃貸事業

当第3四半期連結会計期間における不動産賃貸事業におきましては、マンションのサブリース事業を中心に展開した結果、受託戸数が70戸増加の8,039戸となり、売上高36億53百万円、営業利益1億2百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高109億34百万円、営業利益2億5百万円を計上いたしました。

④ その他事業

当第3四半期連結会計期間におけるその他事業におきましては、不動産流通市場の低迷に伴い、不動産仲介収入が減少し、オフィス改修工事は順調に推移しましたが、戸建建築工事及びモデルルーム設営工事の受注が減少したことなどにより、売上高52億58百万円、営業損失1億11百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高173億46百万円、営業損失3億81百万円を計上いたしました。

(2) 資産、負債、純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は2,900億36百万円となり、対前連結会計年度末比264億10百万円減少いたしました。これは主に投資有価証券を売却したことや、繰延税金資産を取崩したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は2,775億29百万円となり、同111億78百万円増加いたしました。これは主に長・短期借入金合計が増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は125億6百万円となり、同375億88百万円減少いたしました。これは主に四半期純損失327億64百万円を計上したことによるものです。なお、自己資本比率は4.3%、1株当たり純資産は46円87銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末比99億円減少の36億9百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前四半期純損失が125億43百万円であった一方で、たな卸資産が48億72百万円減少したことや、仕入債務が38億14百万円増加したことにより75億38百万円の資金の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に投資有価証券の売却による収入により14億35百万円の資金の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済により37億74百万円の資金の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、業績回復を早期に実現するため、今般の不動産市況の急激な悪化に伴い、収益性の低下した物件を中心に事業内容を見直し、早期の売却などによる資金回収を促進する等、たな卸資産及び有利子負債の大幅な圧縮、販売費及び一般管理費の徹底した削減等、財務体質並びに収益性の改善に取り組んでまいります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,097,099
A種優先株式	11,500,000
B種優先株式	10,100,000
C種優先株式	4,000,000
計	175,697,099

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年2月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	119,782,727	119,782,727	ジャスダック証券取引所	(注)2,3
第1回A種優先株式	6,500,000	6,500,000	非上場・非登録	(注)3,4
計	126,282,727	126,282,727	—	—

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により増加した普通株式数は含まれておりません。

2. 権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 普通株式、第1回A種優先株式ともに、単元株式数は1,000株であります。
4. 第1回A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第1回A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ下記8.(1)の定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「第1回A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において下記(3)に定める金額の優先中間配当金（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われる第1回A種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の発行価額（1,000円）に、それぞれの事業年度毎に8.0%を乗じて算出した額とする。

(3) 第1回A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記8.(2)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われる第1回A種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が上記(2)に定める第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「第1回A種累積未払配当金」という。）。第1回A種累積未払配当金は、翌事業年度以降、下記8.(3)の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(5) 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記8.(4)の定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき第1回A種優先株式の発行価額(1,000円)に第1回A種累積未払配当金相当額及び1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日及び分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度において第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 株主との合意による取得

当社は、全てのB種優先株式及びC種優先株式が転換(取得と引換えに普通株式を交付することを意味する、以下同じ。)、償還(取得と引換えに金銭を交付することを意味する、以下同じ。)又は当社に取得されるまでの間、第1回A種優先株主との合意により当該第1回A種優先株式を有償で取得することはできない。また、当社は、法令に定めある場合を除き、全てのA種優先株式が転換、償還又は当社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当社が第1回A種優先株式を有償で取得する場合において、第1回A種優先株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有する第1回A種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。

4. 強制償還

当社は、全てのB種優先株式及びC種優先株式が転換、償還又は当社に取得された後は、いつでも当社の取締役会が別に定める日(以下「償還日」という。)をもって、第1回A種優先株主の意思にかかわらず第1回A種優先株式の全部又は一部を償還すること(以下「強制償還」という。)ができる。一部について強制償還をする場合は、抽選又は各A種優先株主の保有するA種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額(取得と引換えに交付する金銭の額を意味する。)は、1株につき下記に定める金額に、第1回A種累積未払配当金相当額及び償還日の属する事業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日(初日及び償還日を含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該事業年度において第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

平成18年6月29日まで 1,030円(発行価額の103%)

平成19年6月29日まで 1,020円(発行価額の102%)

平成20年6月29日まで 1,010円(発行価額の101%)

平成20年6月30日以降 1,000円

5. 議決権

第1回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、第1回A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

7. 普通株式への転換請求権

第1回A種優先株主は、下記(1)の定める転換を請求することができる期間中、下記(2)の定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式の転換を請求することができる。

(1) 転換を請求することができる期間

平成27年6月30日以降の毎月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)とする。

(2) 転換の条件

第1回A種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

374円30銭

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成27年6月30日以後、毎月8日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)(以下「転換価額

修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の上場証券取引所(但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会の決議により客観的に合理的な値に調整される。)。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

- ① 転換価額は、第1回A種優先株式の発行日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により第1回A種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当てを含む。但し、転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日のUnison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及び UC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。)。調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当ての場合には効力発生日)の翌日以降、但し、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割をする旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該決議をした株主総会の終結の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割にかかる基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 転換又は権利行使により交付される普通株式1株当たりの払込価額が、下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、平成17年6月30日の当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行を除く。)

調整後の転換価額は、交付される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合には出資の履行をした日。新株予約権が発行される場合には割当日又は無償割当ての効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集にかかる株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しく

は新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの払込価額が下記⑤(ii)に定める時価を下回る場合（無償割当ての場合を含む）。

調整後の転換価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

③ 当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、又は合併等のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

⑤ (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記②(ii)但し書きの場合には当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の上場証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(二) 転換により交付すべき普通株式の数の算定方法

第1回A種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の発行価額の総額} + \text{当該転換請求された第1回A種優先株式の第1回A種累積未払配当金の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金を第1順位とし、A種優先配当金及びC種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。
- (2) A種優先中間配当金、B種優先中間配当金及びC種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金を第1順位とし、A種優先中間配当金及びC種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。
- (3) A種累積未払配当金、B種累積未払配当金及びC種累積未払配当金の支払順位は、B種累積未払配当金を第1順位とし、A種累積未払配当金及びC種累積未払配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。
- (4) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第1順位とし、A種優先株式及びC種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第2順位（それらの間では同順位）とする。

9. 上記各項のほか、第1回A種優先株式発行要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を要件とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	385個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	385,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 140,000円
新株予約権の行使期間	自 平成17年9月30日 至 平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 140円 資本組入額 1株につき 70円
新株予約権の行使の条件	各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

- ① 付与株式数は、本件新株予約権の発行日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下、「付与株式数調整式」という。）に従って調整され、本件新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権（自己新株予約権を除く）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前払込価額}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。上記算式における調整前払込価額及び調整後払込価額は、下記(注)2における調整前払込価額及び調整後払込価額をいう。

- ② 付与株式数調整式により本件新株予約権の付与株式数の調整を行う場合については、次に定めるところによる。なお、当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2の規定を準用する。
- (i) 下記(注)2⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日のUnison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P. 及びUC Astro Investor, L.P. に対する当社普通株式の発行を除く。）。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(注)2⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

(iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(注)2⑤(ii)に定める時価を下回る場合。

③ 当社は、上記②に定める付与株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な付与株式数の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために付与株式数の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により付与株式数の調整を必要とするとき。

(iii) 付与株式数を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の付与株式数の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本件新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 払込価額調整式により本件新株予約権の払込価額の調整を行う場合及びその調整後の払込価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日の Unison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P. 及び UC Astro Investor, L.P. に対する当社普通株式の発行を除く。）。調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の払込価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の払込価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書きにおいて、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}) \times \text{調整前払込価額をもって払込により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。
調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記⑤(ii)に定める時価を下回る場合。
調整後の払込価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ③ 当社は、上記②に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 払込価額調整式により算出された調整後の払込価額と調整前の払込価額との差額が1円未満にとどまる限りは、払込価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後払込価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の払込価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 払込価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 払込価額調整式に使用する時価は、調整後払込価額を適用する日（但し、上記②(ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 払込価額調整式に使用する調整前払込価額は、調整後払込価額を適用する前日において有効な払込価額とし、また、払込価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後払込価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
- ⑥ 払込価額の調整を行うときは、当社は調整後の払込価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、当該調整後払込価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

第2回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	206個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	206,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 140,000円
新株予約権の行使期間	自 平成17年9月30日 至 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 140円 資本組入額 1株につき 70円
新株予約権の行使の条件	各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

- ① 付与株式数は、本件新株予約権の発行日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下、「付与株式数調整式」という。）に従って調整され、本件新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権（自己新株予約権を除く）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前払込価額}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。上記算式における調整前払込価額及び調整後払込価額は、下記(注)2における調整前払込価額及び調整後払込価額をいう。

- ② 付与株式数調整式により本件新株予約権の付与株式数の調整を行う場合については、次に定めるところによる。なお、当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2の規定を準用する。
- (i) 下記(注)2⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日のUnison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及びUC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。）。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(注)2⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(注)2⑤(ii)に定める時価を下回る場合。

- ③ 当社は、上記②に定める付与株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な付与株式数の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために付与株式数の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により付与株式数の調整を必要とするとき。
 - (iii) 付与株式数を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の付与株式数の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本件新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 払込価額調整式により本件新株予約権の払込価額の調整を行う場合及びその調整後の払込価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日の Unison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P. 及び UC Astro Investor, L.P. に対する当社普通株式の発行を除く。）。調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
調整後の払込価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の払込価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
なお、上記但し書きにおいて、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}) \times \text{調整前払込価額をもって払込により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記⑤(ii)に定める時価を下回る場合。
調整後の払込価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ③ 当社は、上記②に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
(iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 払込価額調整式により算出された調整後の払込価額と調整前の払込価額との差額が1円未満にとどまる限りは、払込価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後払込価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の払込価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 払込価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
(ii) 払込価額調整式に使用する時価は、調整後払込価額を適用する日（但し、上記②(ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
(iii) 払込価額調整式に使用する調整前払込価額は、調整後払込価額を適用する前日において有効な払込価額とし、また、払込価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後払込価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
- ⑥ 払込価額の調整を行うときは、当社は調整後の払込価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、当該調整後払込価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	398個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	398,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 361,000円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 361円 資本組入額 1株につき 181円
新株予約権の行使の条件	①平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

(iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。

(iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。

(iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第4回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	392個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	392,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 361,000円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 361円 資本組入額 1株につき 181円
新株予約権の行使の条件	①平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

(iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。

(iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。

(iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第5回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	389個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	389,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 361,000円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 361円 資本組入額 1株につき 181円
新株予約権の行使の条件	①平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

(iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。

(iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。

(iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第6回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,564個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	2,564,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 361,000円
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 361円 資本組入額 1株につき 181円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

(iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。

(iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。

(iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	126,282,727	—	11,964	—	5,373

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	優先株式 6,500,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式 (その他)	普通株式 119,399,000	119,399	同上
単元未満株式	普通株式 340,727 優先株式 2,000	—	同上
発行済株式総数	126,282,727	—	—
総株主の議決権	—	119,399	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が29,000株 (議決権29個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社コスモスイニシア	東京都千代田区内 幸町一丁目3番2号	43,000	—	43,000	0.03
計	—	43,000	—	43,000	0.03

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は、48,128株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	328	384	304	245	157	132	94	78	75
最低（円）	250	289	238	152	113	84	60	59	53

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものを記載しております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりであります。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員兼事業本部長営業・統括担当兼事業統括グループ長	常務執行役員兼事業本部副本部長営業・統括担当兼事業統括グループ長	木下 豊一	平成20年7月1日
取締役	常務執行役員兼事業本部副本部長企画・アセットマネジメント事業担当兼アセットマネジメント事業部長	常務執行役員兼事業本部副本部長アセットマネジメント事業担当兼アセットマネジメント事業部長	谷本 憲一	平成20年7月1日
取締役	執行役員海外担当	グループ戦略室付部長	高木 嘉幸	平成20年7月1日
代表取締役会長	会長執行役員兼事業本部長		重田 里志	平成21年1月1日
代表取締役社長	COO兼管理本部長	COO	町田 公志	平成21年1月1日
取締役	常務執行役員兼事業本部副本部長営業・統括担当兼事業統括グループ長	常務執行役員兼事業本部長営業・統括担当兼事業統括グループ長	木下 豊一	平成21年1月1日
取締役	常務執行役員兼事業本部副本部長アセットマネジメント事業担当兼アセットマネジメント事業部長	常務執行役員兼事業本部副本部長企画・アセットマネジメント事業担当兼アセットマネジメント事業部長	谷本 憲一	平成21年1月1日
取締役	執行役員兼管理本部副本部長経理財務担当兼経理財務グループ長	執行役員兼管理本部長兼経理財務グループ長	嵯峨 行介	平成21年1月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,609	22,188
受取手形及び売掛金	2,924	5,696
販売用不動産	34,481	22,906
仕掛販売用不動産	199,898	199,303
その他のたな卸資産	1,391	720
繰延税金資産	266	1,695
その他	13,477	12,180
貸倒引当金	△23	△118
流動資産合計	256,025	264,572
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 2,507	※1 2,602
土地	10,687	10,689
その他（純額）	※1 606	※1 3,137
有形固定資産合計	13,801	16,430
無形固定資産	1,713	1,411
投資その他の資産		
投資有価証券	1,857	6,035
繰延税金資産	237	9,594
その他	16,908	18,804
貸倒引当金	△506	△401
投資その他の資産合計	18,496	34,032
固定資産合計	34,011	51,874
資産合計	290,036	316,446

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,453	33,458
短期借入金	53,907	37,899
1年内返済予定の長期借入金	45,570	59,546
未払法人税等	552	398
賞与引当金	631	1,836
その他	22,307	30,156
流動負債合計	167,423	163,294
固定負債		
長期借入金	105,332	97,609
退職給付引当金	400	398
その他	4,374	5,049
固定負債合計	110,106	103,056
負債合計	277,529	266,351
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,964	11,964
資本剰余金	5,435	5,435
利益剰余金	△4,581	29,601
自己株式	△25	△23
株主資本合計	12,793	46,978
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△74	1,249
為替換算調整勘定	△215	1,864
評価・換算差額等合計	△289	3,114
少数株主持分	3	3
純資産合計	12,506	50,095
負債純資産合計	290,036	316,446

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

		当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	※2	112,592
売上原価		110,489
売上総利益		2,102
販売費及び一般管理費	※1	19,885
営業損失(△)		△17,782
営業外収益		
受取配当金		109
設備賃貸料		180
その他		128
営業外収益合計		418
営業外費用		
支払利息		3,026
その他		322
営業外費用合計		3,348
経常損失(△)		△20,713
特別利益		
投資有価証券売却益		582
その他		61
特別利益合計		644
特別損失		
投資有価証券売却損		163
投資有価証券評価損		238
その他		27
特別損失合計		429
税金等調整前四半期純損失(△)		△20,498
法人税、住民税及び事業税		673
法人税等調整額		11,592
法人税等合計		12,266
四半期純損失(△)		△32,764

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	※2 38,119
売上原価	43,807
売上総損失(△)	△5,688
販売費及び一般管理費	※1 6,242
営業損失(△)	△11,930
営業外収益	
設備賃貸料	50
その他	79
営業外収益合計	129
営業外費用	
支払利息	1,058
その他	38
営業外費用合計	1,096
経常損失(△)	△12,897
特別利益	
投資有価証券売却益	563
その他	2
特別利益合計	565
特別損失	
投資有価証券評価損	209
その他	1
特別損失合計	211
税金等調整前四半期純損失(△)	△12,543
法人税、住民税及び事業税	535
法人税等調整額	10,278
法人税等合計	10,814
四半期純損失(△)	△23,357

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△20,498
減価償却費	595
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,191
投資有価証券売却損益 (△は益)	△419
投資有価証券評価損益 (△は益)	238
受取利息及び受取配当金	△120
支払利息	3,026
売上債権の増減額 (△は増加)	2,660
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,857
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,998
その他	△9,907
小計	△27,463
利息及び配当金の受取額	108
利息の支払額	△2,986
法人税等の支払額	△151
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30,493
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△167
投資有価証券の売却による収入	1,708
貸付けによる支出	△107
貸付金の回収による収入	1,532
その他	△199
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	17,052
長期借入れによる収入	35,622
長期借入金の返済による支出	△42,083
配当金の支払額	△1,416
その他	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,168
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△18,579
現金及び現金同等物の期首残高	22,188
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,609

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

当社グループは、当第3四半期連結会計期間における不動産市況の急激な悪化に伴い、全面的に事業計画の見直しを行い、たな卸資産評価損156億81百万円を計上したことなどにより、119億30百万円の営業損失、128億97百万円の経常損失及び233億57百万円の四半期純損失を計上いたしました。これにより当第3四半期連結累計期間において177億82百万円の営業損失、207億13百万円の経常損失及び327億64百万円の四半期純損失を計上し、当連結会計年度におきましても大幅な営業損失、経常損失及び当期純損失の発生が見込まれることとなりました。これに伴い、当連結会計年度末において当社が複数の金融機関と締結しているコミットメントライン契約（平成20年12月31日現在の借入残高355億円）をはじめとした各シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触する見込みであります。

これにより、将来、期限の利益喪失に係る請求を受ける可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社グループは、業績回復を早期に実現するため、収益性の低下した物件を中心に事業内容を見直し、早期の売却などによる資金回収を促進する等、たな卸資産及び有利子負債の大幅な圧縮、販売費及び一般管理費の徹底した削減等、財務体質並びに収益性の改善を図ると共に、新規の事業用地取得においては、慎重かつ厳選した用地仕入れの実践を内容とした経営計画を策定しております。

また、当社グループは当該疑義を解消するため、コミットメントライン契約をはじめとした各シンジケートローン契約の主要な参加金融機関へ上記の経営計画についての説明を行い、現状においては期限の利益喪失の請求は行わない方針である旨の連絡を受けており、従来通りの事業継続に懸念は無いものと判断しております。

以上のような状況から当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

芝山グリーンヒル株式会社は第1四半期連結会計期間において当社が保有する同社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

CAM6 特定目的会社は第2四半期連結会計期間において実質的に支配していると認められたため、連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

8社

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,103百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,388百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,491百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">9,715</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.</td> <td style="text-align: right;">695 (8百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,410</td> </tr> </tbody> </table>	建物及び構築物	3,103百万円	その他	1,388百万円	計	4,491百万円	被保証者	保証額 (百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	9,715	Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	695 (8百万豪ドル)	計	10,410	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,092百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,352百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,444百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">14,773</td> </tr> <tr> <td>東急建設株式会社</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>相鉄ホーム株式会社</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.</td> <td style="text-align: right;">926 (9百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,703</td> </tr> </tbody> </table>	建物及び構築物	3,092百万円	その他	1,352百万円	計	4,444百万円	被保証者	保証額 (百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	14,773	東急建設株式会社	2	相鉄ホーム株式会社	0	Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	926 (9百万豪ドル)	計	15,703
建物及び構築物	3,103百万円																																
その他	1,388百万円																																
計	4,491百万円																																
被保証者	保証額 (百万円)																																
顧客住宅ローン連帯保証債務	9,715																																
Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	695 (8百万豪ドル)																																
計	10,410																																
建物及び構築物	3,092百万円																																
その他	1,352百万円																																
計	4,444百万円																																
被保証者	保証額 (百万円)																																
顧客住宅ローン連帯保証債務	14,773																																
東急建設株式会社	2																																
相鉄ホーム株式会社	0																																
Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	926 (9百万豪ドル)																																
計	15,703																																

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額	
販売促進費	4,999百万円
人件費	6,432百万円
賞与引当金繰入額	125百万円
退職給付費用	97百万円
※2. 当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、例年、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額	
販売促進費	1,772百万円
人件費	1,887百万円
賞与引当金繰入額	125百万円
退職給付費用	33百万円
※2. 当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、例年、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(百万円)
現金及び預金勘定	3,609
現金及び現金同等物計	<u>3,609</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	119,782千株
第1回A種優先株式	6,500千株
合計	126,282千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	48千株
------	------

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)	新株予約権の四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	385	—
	第2回新株予約権	普通株式	206	—
	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	398	—
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	392	—
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	389	—
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,564	—
合計		—	—	—

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	898	7.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
	第1回A種優先株式	520	80.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	25,289	4,632	3,586	4,611	38,119	—	38,119
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	243	67	647	958	(958)	—
計	25,289	4,875	3,653	5,258	39,077	(958)	38,119
営業利益（又は営業損失）	(12,250)	330	102	(111)	(11,930)	(0)	(11,930)

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	72,371	13,845	10,779	15,595	112,592	—	112,592
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	734	154	1,750	2,640	(2,640)	—
計	72,371	14,580	10,934	17,346	115,232	(2,640)	112,592
営業利益（又は営業損失）	(18,628)	1,101	205	(381)	(17,703)	(79)	(17,782)

(注)1. 事業区分は売上集計区分によっております。

2. 各事業の主な内容

不動産販売事業……………中高層住宅、戸建住宅及び土地・建物の販売

不動産管理事業……………中高層住宅、オフィスビル、厚生施設などの管理運営

不動産賃貸事業……………中高層住宅、オフィスビル、厚生施設などの賃貸及び転貸（サブリース）

その他……………不動産の仲介、工事、海外事業他

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 46.87円	1株当たり純資産額 359.69円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	12,506	50,095
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	6,894	7,023
(うち優先株式)	(6,500)	(6,500)
(うち優先配当額)	(391)	(520)
(うち少数株主持分)	(3)	(3)
普通株式に係る純資産額(百万円)	5,611	43,072
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	119,734	119,749

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 Δ 276.90円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 Δ 196.17円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(百万円)	Δ 32,764	Δ 23,357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	391	131
(うち優先配当額)	(391)	(131)
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	Δ 33,156	Δ 23,488
期中平均株式数(千株)	119,742	119,737
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

1. 当社の平成21年1月30日開催の取締役会におきまして、運転資金を用途とした資金調達を目的として、当社の連結子会社であります株式会社コスモスライフ（以下、「コスモスライフ」という。）の全株式を、当社の主要株主であるユニゾン・キャピタル・パートナーズⅡ, L.P.、ユニゾン・キャピタル・パートナーズⅡ(F), L.P.等のユニゾン・キャピタル株式会社がアドバイザーを務めるファンドが出資するピーエム・ホールディングス株式会社に譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、当該株式譲渡は、金融取引として会計処理しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 譲渡する相手先の名称

ピーエム・ホールディングス株式会社

(2) 譲渡する株式の数、譲渡価格

譲渡株式数 639,000株

譲渡価額 10,000百万円

譲渡価額のうち6,300百万円は平成21年2月2日に株券の引渡と同時に受領しております。譲渡価額のうち3,700百万円については、譲渡先が資金調達等を行うことにより平成21年2月27日（譲渡先が平成21年3月31日までの日を指定した場合はその日）までに受領予定であります。当該期限までに支払われない場合は、当社は、平成22年3月31日から平成27年3月31日まで6回に分割して支払いを受けることとなり、またコスモスライフ株式の一部に質権設定を受けることとなります。

(3) 譲渡の日程

平成21年1月30日 取締役会決議、株式譲渡契約締結

平成21年2月2日 株券引渡

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び会社との取引内容

当該子会社の名称 株式会社コスモスライフ

事業内容 不動産管理事業、建設営繕事業
警備事業、保険代理店業

当社との取引内容 不動産管理委託

(5) その他

当社は、コスモスライフ又はピーエム・ホールディングス株式会社の株式が第三者に譲渡される場合は、当該譲渡に先立って、当社の譲受条件を提示する権利を有しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社コスモスイニシア

代表取締役社長 町田 公志 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 啓之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結会計期間における不動産市況の急激な悪化に伴い、全面的に事業計画の見直しを行い、たな卸資産評価損156億81百万円を計上したことなどにより、119億30百万円の営業損失、128億97百万円の経常損失及び233億57百万円の四半期純損失を計上した。これにより当第3四半期連結累計期間において177億82百万円の営業損失、207億13百万円の経常損失及び327億64百万円の四半期純損失を計上し、当連結会計年度においても大幅な営業損失、経常損失及び当期純損失の発生が見込まれている。これに伴い、当連結会計年度末において会社が複数の金融機関と締結しているコミットメントライン契約（平成20年12月31日現在の借入残高355億円）をはじめとした各シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触する見込みであり、これにより、将来、期限の利益喪失に係る請求を受ける可能性がある。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。